

# 世代間衡平概念による将来世代の権利論 —最近の気候変動訴訟からの示唆—

鳥谷部 壇 摂南大学 法学部 講師

世代間衡平という概念は、国際法の分野においては、未だ存在しない将来世代のために、今を生きる現在世代に対し応分の負担や配慮を求める考え方として捉えられている。アメリカの国際法学者ブラウン・ワイス（Brown Weiss）は、1989年、世代間衡平を将来世代の「集団的権利」とみなす理論（いわゆる将来世代の権利論）の構築を試みた。しかし、その後、この理論の深化は長らく停滞していた。

ところが、最近、気候変動に関する世代間訴訟において、世代間衡平概念を基礎とする将来世代の権利論が再び脚光を浴びつつある。本稿は、権利論が、将来の誰にどのような権利を認める考え方として構築可能かを、気候変動訴訟の代表的な事例の検討を通して明らかにすることを目的とする。この課題の考察は、権利論の再構築についての手がかりを見出すことにつながるものと考えられる。

## はじめに

未だ生まれざる将来世代には、良好な地球環境を享受する権利があるか。現在世代には、温室効果ガスの抑制を現在世代の生活を犠牲にしてでも行う義務があるか。将来世代は未だ存在せず、現在世代との間に相互的な関係が必ずしもないことから、この権利・義務の正当化が大きな難問となっている<sup>1)</sup>。こうした権利・義務の生成の基盤を担う概念は、世代間衡平（inter-generational equity）であることが広く知られている。世代間衡平とは、確定的な定義は存在しないが、国際法分野においては、未だ存在しない将来世代のために、今を生きる現在世代に対し応分の負担や配慮を求める理念として概ね共通の理解を得ている<sup>2)</sup>。

アメリカの国際法学者ブラウン・ワイス（Brown Weiss）は、世代間衡平に関する理論提唱の際に、将来世代の権利論を展開した。権利論とは、将来世代を法律上の主体として設定し、将来世代は現在世代との間で相互に法的権利義務を有していると理論構成することを指す。世代間衡平は、国際法の歴史の中で、これまで幾度か脚光を浴びた時期があった。しかし、世代間衡平は繁栄と没落を繰り返し、今日に至る。ゆえに、現在も権利論は確立した理論とはなっていない。けれども、最近、こうした事態に風穴を開ける現象がみられる。気候変動に関する国内及び国際的訴訟における世代間衡平の再評価がそれである。

そこで本稿は、そうした気候変動に関する世代間訴訟の検討を通して、権利論の再構築の可能性を探ることを目的とする。本稿は以下の順序で検討を進める。まず、世代間衡平の理論の障害となってきた問題は何か、を確認することから始める（本稿1）。その上で、世代間衡平に基づく権利論の展開を見る。ここでは、国際法において世代間衡平は活況と停滞を繰り返してきたことを示す（本稿2）。こうした膠着状態を開拓する最近の現象として、気候変動に関する世代間訴訟に着目し、代表的な事例の分析を通して権利論の可能性を考察する（本稿3）。以上の検討により、権利論再構築のための一つの道筋を示すこととする。

## 1. 世代間衡平の理論化を阻む要因

### 1.1 世代間衡平とは

世代間衡平の理論はワイスによって次のように定式化された。すなわち、世代間衡平とは、地球の自然及び文化的資源を、現在世代がそれを受け継いだときよりも悪くない

状態で将来世代に引き継ぎ、また、その資源とそこから得られる恩恵に対する衡平なアクセスを将来世代に確保する義務を負う考え方である<sup>3)</sup>。つまり、世代間衡平の中心にある発想は、地球上の自然及び文化的資源を現在世代が将来世代のために保全する点にある。

### 1.2 理論化のための根本的課題

世代間衡平が法規範性を有する独立の概念として通用するには、最低でも次の3つの課題を乗り越えなければならない<sup>4)</sup>。第1に、現在世代と将来世代との間は時間が離れていて両者の間に権利・義務の関係が成り立たないとする「時間的遠隔の問題」、第2に、現時点では将来世代は実在せず、現在世代に対して要求を行うことはできないという、「要求の不可能性・将来世代の非実在性の問題」、第3に、将来世代とはそれがいつの誰を指すのかが不明確であるという「権利主体の非決定性の問題」、である。

また、権利論的構成に対する批判として、避けては通れない障壁として、「非同一性問題」が指摘されることがある。これは、デレク・パーフィット (Derek Parfit) が権利論に向けて行った有名な批判である。すなわち、現在世代がある将来世代の権利要求に応じてもっと望ましい政策を採用すれば、苦情を申し立てるはずの将来の諸個人は存在すらしなかったことになってしまうのではないかという問題である。従来、権利論は、将来世代の権利を「個人」の権利と理解してきた。このことから、パーフィットの批判は、権利論にとって脅威となった。

## 2. 国際法における世代間衡平概念の進展と停滞

### 2.1 世代間衡平という概念の登場

世代間衡平の概念が提唱されたのは、環境問題への関心が世界的に高まった1970年代初頭である。生物学者ギャレット・ハーディン (Garret Hardin) が1968年にサイエンス誌に掲載した「コモンズの悲劇」と題する論文は、集団的な過剰消費の危険性について警告し、地球システムの生態学的限界を訴えた。

その後の1971年、哲学者ジョン・ロールズ (John Rawls) は『正義論』において世代間衡平の理論を初めて提示した。彼は、「無知のヴェール」に基づき、ある世代が後継世代の特権を侵害することは耐え難いことであると結論づけ、正義の第一原理として、世代が早いか遅いかという理由だけで異なる扱いをすることは許されないと述べ

た<sup>5)</sup>。ロールズは、世界で初めて将来世代が法的保護に値する存在であることを示した。

### 2.2 国際平面における世代間衡平概念の導入

世代間衡平の概念は、1972年にストックホルムで開催された国連人間環境会議の成果文書「ストックホルム宣言」にも影響を与えた。同宣言は、世代間衡平を独立の原則として規定したわけではないが、「現在世代及び将来世代のために」という文言が環境に関する権利と責任を謳う第1原則と、天然資源の保護を謳う第2原則に明記された。しかし、同宣言中の将来世代は、現在世代と併記されており、両者の関係性（現在世代と将来世代のいずれを重視しているか、そのバランスをどのように図るのかなど）について定かではない。また、権利論についても、これを明確に支持する根拠として同宣言を援用することはできない。

国際環境法はストックホルム宣言後の数年間で急速に発展を遂げたが、世代間衡平の概念が再び登場するまで10年以上の月日が流れ去った。世代間衡平の概念は、1987年の環境と開発に関する世界委員会（ブルントラント委員会）がその報告書（我ら共通の未来）において持続可能な発展（Sustainable Development : SD）という概念を説明する際に用いられた。報告書はSDを「将来世代が自らのニーズを満たす能力を損なうことなく、現在世代のニーズを満たすこと」と定義した。

上記報告書は、世代間の関係を支配する衡平（ニーズを満たす能力）の要素を明確に導入した点で、世代間衡平（現在世代と将来世代の間の衡平性）の考え方を反映したものであるが、それと同時に、世代内衡平（現存する先進国と開発途上国の間の富の不均衡を是正するという意味での衡平）をも含意している。このことは、世代間衡平と世代内衡平が衝突する場合、世代内衡平を重視する考え方へ傾く可能性があることを示唆している。

### 2.3 ブラウン・ワイスの理論

こうした時代思潮に鑑み、世代間衡平の理論化を試みたのがアメリカの国際法学者ブラウン・ワイスであった。彼女は、1989年、ロールズ派の自由主義的な考え方（所有権の原始的獲得は同様のものが他者に十分に残されていることを条件とする）を基礎に、世代間衡平を将来世代の地球的権利とみなす独自の理論を展開した<sup>6)</sup>。すなわち、ワイスの理論は、「これまで国境線によってバラバラに区切られていた地球上の空間と資源を、統合されたシステムとしての『地球』と見る点で、革新的であった」と、佐俣によって簡にして要を得た説明がされる<sup>7)</sup>。

ワイスの世代間衡平理論は、現在世代が、将来世代に対して、地球を保護する義務（選択肢の平等、質の平等、環境資源へのアクセスの平等）を負う反面、将来世代には、このような方法で保護された地球を受け継ぐ権利があるとする。こうした地球的権利は、不確定な将来の「個人」ではなく、「集団」としての将来世代の後見人又は代表によって適切に実施されることになるとして、地球的権利を集團的権利とみなすことを提案した。

ワイスの理論は、国際司法裁判所（ICJ）の判事にも影響を与えた（核実験事件再検討要請事件におけるウィーラマントリー判事の反対意見）<sup>8)</sup>。パルプ工場事件判決（2010年）においてカンサード・トリンダーデ判事は、次のように述べて権利論を支持した。「私の認識では、本質的に人間中心主義的な考え方に基づき、現在世代だけでなく将来世代の権利も主張し、保護するという差し迫った必要性を満たすために、世代間衡平を明確に表現する必要性が強く感じられるようになった。ここでは、起こり得るリスクや脅威に直面して、予防原則が再び機能することになる。2010年の今日、世代間衡平の承認が国際環境法の通念の一部を形成していることは、ほとんど疑いの余地がない」<sup>9)</sup>。

#### 2.4 SD概念への世代間衡平の包摂

もっとも、国際法分野において権利論的構成が成功を収めたとは言い難い。なぜなら、国際法では、ブルントラント委員会による報告書提出以降、SD概念に世代間衡平が取り込まれ、その意味が希薄化する傾向が看取されるからである。SD概念は、1990年代から2000年代にかけて環境と開発を両立させるための概念として急速に発展を遂げた。これを象徴するのが、1992年の環境と開発に関する国連会議の成果文書「リオ宣言」である。

リオ宣言は、SD概念を中心に構成されている。SD概念は、同宣言において、世代間衡平を表す第3原則（発展の権利）だけでなく、世代内衡平を体現する第5原則（現在世代間の貧困の根絶）を支柱とする。このことは、SDの下で、政策決定者が世代間衡平を重視すれば、環境保護志向（将来世代の保護を強調する立場）となる一方、世代内衡平を重視すれば、開発優先志向（開発を阻害しない限りで環境を尊重する立場）に傾くことを意味する。SD概念は、一般的に後者の理念に立つものと考えられている<sup>10)</sup>。世代間衡平は、SD概念の中で世代内衡平との調和を図る上で、開発優先志向により、その効力が無効化させられるおそれ直面した。

権利論は、そうした存亡の危機に瀕した世代間衡平を、SDの枠外へと位置づけて、独立した概念として規範化す

ることをも意図していたといえるかもしれない。つまり、SD概念に内在する世代内重視の視点から世代間重視へと転換を図ろうとするところに権利論的構成の意義が見出せる。けれども、こうした権利論の目論見は、実際には奏功していない。これまでの国際法の展開を見る限り、権利論の構築を議論するどころか、依然として世代間衡平はSDの影に隠れてしまっている。

しかし、気候変動の影響に国際社会の関心が集まる昨今、世代間衡平に再び注目が集まっている。1990年代以降、世界各地で気候変動訴訟が展開している。世代間衡平の復活劇はありそうもないと思われたが、気候変動訴訟においてそれが現実のものとなりつつある。

### 3. 気候変動訴訟における世代間衡平概念の再評価

#### 3.1 気候変動と世代間衡平の関係

気候変動訴訟の統一的な定義は存在しないが、国連環境計画（UNEP）によれば、気候変動に対する緩和、適応及び気候科学に関する法又は事実を主要な争点とする訴訟であって、行政、司法その他裁判機関に提起される事件をいう、と説明される<sup>11)</sup>。気候変動訴訟は、1980年代後半の米国に起源を有し、その後、オーストラリアなどの先進国でも提起されるようになり、2010年代半ばからは開発途上国にも拡大している。

気候変動は地球全体の問題であることから、本質的に世代間の問題を内包している。気候変動訴訟において、世代間衡平は、気候危機に対しこれまで以上に手厚い対応をするために、世代を超えて地球上に適用される客観的な基準・指標となることが期待されている。

#### 3.2 世代間の要素が含まれる主要な気候変動訴訟

コロンビア大学のサビン気候変動法センターは、世界中の気候変動訴訟をデータベース化した。本稿では、ここに収録されている訴訟のうち、「将来世代」及び「世代間」の語を含む訴訟の中から、特に先例的価値のあると思われるケースとして、8件を抽出した（表1参照）。

しかし、これらのケースは裁決機関が異なるだけでなく、その扱い立つ法制度や、適用法規も国内法から国際法まで多様である。したがって、これらを一括りに論じることには慎重でなければならない。ただ、気候変動訴訟では、法制度の多様性や適用法規の差異を超えて、裁決機関が他の先例を引用・参照することが少なくない。実際、気

候変動に関する法分野では、こうした多様性や差異を国際法規範と国内法規範の相互豊饒化の契機と捉えてある程度柔軟に受け入れる傾向がある<sup>12)</sup>。本稿もこうした傾向に沿うが、紙幅の都合上、上記8件のうち、権利論の再構築の可能性を論じるにあたり、特に示唆に富む事例であると考えられるダニエル・ビリー（Daniel Billy）他事件<sup>13)</sup>に焦点を絞って考察することとする。

### 3.3 自由権規約委員会2019年ビリー事件 (対オーストラリア)

ビリーを含む通報者ら8人は、オーストラリア国籍を持ち、トレス海峡諸島に居住する先住民族であった。彼らは、オーストラリアが適応策（気候変動、特に海面上昇の影響から通報者の生命、生活、住居及び文化を守るためにインフラ）を講じることを怠ったとして、自由権規約6条（生命に対する権利）、27条（少数民族の保護）、17条（私生活等の尊重）などの違反を自由権規約委員会に申し立てた（表1【6】参照）。

委員会は、オーストラリアが27条と17条に違反していると判断した。通報者らに生じた侵害に対する救済として、最終的に委員会は、オーストラリア政府に次のような措置をとることを要求した。すなわち、(a) 通報者らが被った害について適切な補償を提供すること、(b) ニーズ調査を実施するために通報者らのコミュニティと有意義な協議を行うこと、(c) コミュニティがそれぞれの島で安全に存続し続けるために必要な措置の実施を継続すること、(d) 実施された措置の有効性を監視・検証し、実行可能な限り速やかに不備を解消すること、である<sup>14)</sup>。

権利論との関係で特筆すべきは、規約27条に規定される文化享有権に関する委員会の検討結果である。委員会は、オーストラリア政府が27条に違反した直接の理由を次のように示した。「委員会は、入手可能な情報によれば、締約国が、通報者らの伝統的な生活様式を維持し、その文化や伝統、土地や海の資源の利用を子どもたちや将来世代に伝えるという、通報者らの集団的な能力を保護するために時宜に適った十分な適応措置をとることを怠ったことにより、通報者らの少数民族の文化を享受する権利を保護する積極的な義務に締約国が違反した」<sup>15)</sup>（下線・筆者）。

本決定をそのまま素直に読むと、将来世代に「権利」を認めたものと解することはできない。本決定は、通報者ら現在世代の先住民族が自己の文化を享有する集団的な権利があることを確認したに止まる。つまり、本決定は、将来世代の視点に立って示されたものではなく、あくまでも現在世代に軸足を置いた判断となっている。ゆえに、本決定が権利論的構成を採用したものとみなすことは困難である

ように思われる。

しかしながら、本件当事者の主張・反論を踏まえて、再度、上記決定を読み返してみると、そこに権利論への道程が看取される。だから、本稿はこの事件に注目するのである。まず、通報者らの主張内容で特筆すべきことは、第1に、将来世代を「権利」として認識し、主張を組み立てている点である。通報者は、「将来世代は、健全な環境に対する子どもの権利に基づいて、人間の生命を維持できる安定した気候システムに対する基本的権利を有している」と述べた<sup>16)</sup>。第2に、24条に関して、世代間平衡と結び付けながら、現在世代には、将来世代の「権利」を確保するための「義務」があるとする主張を展開した点である<sup>17)</sup>。こうした主張に対して、オーストラリア政府も、「文化の伝達」には世代間の要素が組み込まれていることを否定していない<sup>18)</sup>。

その上で、委員会は、気候変動が引き起こす海面上昇により、通報者らがその島でしか行えない文化的儀式に使用する伝統的な土地や天然資源が浸食されていることを認めた<sup>19)</sup>。つまり、代替可能な場所が他に存在しなければ、その文化は消滅する可能性が高い。そうすれば、同じコミュニティ内の将来世代は確実にその文化を享受できなくなる。特定のコミュニティの中で行われる文化の「伝達」は、その受け手（将来世代）がなければ成り立ち得ない。すなわち、27条の文化享有権は、同じコミュニティに属する少数民族の現在世代のみならず、将来世代をも同等に保護しているとみなすことができる。

### 3.4 文化享有権に基づく権利論の再構築

規約27条のように、条約等によって、ある少数民族に認められる文化享有権が保護するのは、伝統的な文化の継承という時間的な幅である。規約27条の「文化」という概念はそれ自体、世代間の要素を含んでいると考えられる。したがって、文化享有権を特定の現在世代に認めるることは、この権利を享受する同一のコミュニティ内の将来世代を保護することに等しい。人類全体を单一のコミュニティと捉える世代間平衡理論（その代表例はワイス）では、将来世代は現在世代との関係はもとより、将来世代の間でも利害の不一致が生じ得る。100年後に生まれる人類は、今後10年以内に生まれる人々とは異なるニーズや関心を持っている可能性がある。これに対して、とりわけ先住民族が持つ文化享有権は、部族の現在から将来にわたるすべての世代の利害の一貫を見出すことが比較的容易である。

このように、文化享有権を根拠とした権利論構築の可能性を筆者が模索する理由は、冒頭に示した権利論構成の問題点を乗り越えられると考えているからである。すなわ

ち、ビリー事件のように先住民族が持つ文化享有権は、その受け手（将来世代）が明確である。つまり、そのコミュニティ内に生まれてくる人たちがこれに該当する。同じコミュニティ内の将来世代は、伝統的な文化の継承を拒否するとは通常は考えにくい。よって、権利主体の非決定性の問題を乗り越えられる見込みがある。

また、先住民族の文化享有権は、同一コミュニティ内であれば、現在世代と将来世代の間の利害やバランスを調整したりする必要もない。現在世代と将来世代は文化の伝達という点において、同じベクトルを向いている。とすれば、要求の不可能性や将来世代の非実在性の問題は、現在世代が将来世代の代弁者や後見人として行動すれば、克服できるかもしれない。さらには、文化の伝達のニーズは、先住民族のコミュニティ内では、10年先であろうと、50年先、いや100年先であろうと矛盾し得ないから、時間的遠隔の問題も解消され得る。非同一性問題にせよ、ビリー事件決定における文化享有権の集団的性質の理解に鑑み、この文脈では批判の鋭さを欠く<sup>20)</sup>。

以上、ビリー事件から示唆されるように、先住民族の文化享有権は、過去・現在・未来と時間的に幅のある概念として把握され得る。もっとも、気候変動に対して極めて脆弱な人々（その典型例はやはり先住民族であろう）は、少なくとも、その同一コミュニティ内にあっては世代間で権利をめぐって利害の対立を生じることが少ない。このことは、通常、現在世代と将来世代の間に生じる厄介な問題（将来世代に権利を認めたとしても、結局のところ現在世代との間で平等な分配方法を決定することは困難を極める）を回避できる。こうしたことから、権利論の再構築を目指す際の糸口となるのが文化享有権であると考えられる。

## おわりに

本稿は、世代間衡平という国際法理論を基礎に展開されてきた将来世代の権利論に焦点を当て、その再構築の可能性について考察を行ってきた。権利論は、それが抱える根本的な課題を克服できなければ、説得力のある理論として成立することは難しい。国際法分野においてワイズが本格的に提唱した権利論は、その後、国際法学説や判例、条約等によって精緻化してきたとは言い難い。それゆえ、権利論は暗礁に乗り上げたように感じられた。

しかし、最近の気候変動訴訟では世代間衡平に言及される例が増えている。こうした訴訟を検討した結果、とりわけ、権理論に関し、自由権規約委員会のビリー事件決定から次のような示唆が得られる。すなわち、先住民族のように、気候変動の影響を受けやすい状況にある人々が、海面上昇により先祖伝来の土地を追われ、そこで古来から伝わ

る伝統文化が維持できなくなるおそれがある場合に、文化享有権に基づいて現在世代が将来世代の権利を代位行使して、国などの管理者に対し、より重い補償責任を課し、これまで以上に十分な適応・緩和措置を講じることを要求する理論として発展可能性が示唆される、ということである。

気候変動の影響が深刻化するにつれて、今後ますます世代間及び世代内の緊張が高まることが予想される。そうした時に、権利論は、文化という概念を通して、先住民族のように脆弱な立場にある人々の声を、法廷の場で、国家に要求し、実現させるための方程式となることが期待される。文化享有権と同様、権利論的構成を採ることが可能な権利としては、健全な環境に対する権利が挙げられるが、それについての考察は稿を改めて論じることとする。

（本稿はJSPS科研費JP23K12378、JP20KK0023、JP21K01172の助成を受けたものである。）

### [注]

- 1) 吉良貴之「世代間正義と将来世代の権利論」愛敬浩二編『人権の主體』（法律文化社、2010年）、53頁。
- 2) 久保辰慧「国際文化法と世代間衡平の理論」法学新報第125巻第1・2号（2018年）、44頁。
- 3) 西井正弘=鶴田順編『国際環境法講義（第2版）』（有信堂、2022年）、44頁【佐保紀仁執筆部分】。
- 4) 吉良「前掲論文」（注1）、58頁、60頁。
- 5) John Rawls, *A Theory of Justice: Revised Edition* (Harvard University Press, 1999), p.260.
- 6) イーディス・B・ワイズ（著）／岩間徹（訳）『将来世代に公正な地球環境を』（日本評論社、1992年）、101-104頁。
- 7) 西井=鶴田『前掲書』（注3）、44-45頁【佐保執筆部分】。
- 8) *Request for an Examination of the Situation in Accordance with Paragraph 63 of the Courts Judgment of 20 December 1974 in the Nuclear Tests (New Zealand v. France) Case, Order of 22 September 1995, ICJ Reports (1995), Dissenting opinion of Judge Weeramantry*, p.341.
- 9) *Pulp Mills on the River Uruguay (Argentina v. Uruguay)* , Judgment of 20 April 2010, *ICJ Reports* (2010), Separate opinion of Judge Cançado Trindade, p.181, para. 122.
- 10) 大塚直「環境法における『持続可能な発展』」（樹澤能生編『持続可能社会への転換と法・法律学』（成文堂、2016年）、178頁。
- 11) UNEP, *Global Climate Litigation Report : 2020 Status Review* (2020), p.6.
- 12) Daniel Bertram, "For You Will (Still) Be Here Tomorrow": The Many Lives of Intergenerational Equity," *Transnational Environmental Law*, Vol.12 (1) (2022), p.130.
- 13) *Daniel Billy et al. v. Australia*, Human Rights Committee, Views adopted by the Committee under article 5 (4) of the Optional Protocol, concerning communication No. 3624/2019, UN Doc. CCPR/C/135/D/3624/2019.
- 14) Ibid., para. 11.
- 15) Ibid., para. 8.14.
- 16) Ibid., para. 3.7.
- 17) Ibid., para. 5.8.
- 18) Ibid., para. 6.12.
- 19) Ibid., para. 8.14.
- 20) See also Lydia Slobodian, "Defending the Future: Intergenerational Equity in Climate Litigation," *Georgetown Environmental Law Review*, Vol.32 (2020) , p.579.

表1 世代間の要素が含まれる代表的な気候変動訴訟一覧

※申立期日の早い順に掲載。

No.	事件名	管轄機関	当事者	申立時期	裁決時期	裁決結果	事案の概要
[1]	ウルヘンダ財団事件 (Urgenda Foundation v. State of the Netherlands)	ハーグ地方裁判所	原告：NGO 被告：オランダ政府	提訴：2013年1月	判決：2015年6月	原告勝訴	本件は、オランダ国内の温室効果ガス排出削減を要求する訴訟。最高裁は、欧洲人権条約2条（生命に対する権利）、8条（私生活及び家族生活が尊重される権利）に基づき、オランダにおける温室効果ガス排出量を2020年末までに90年比で少なくとも25%削減すべきことを命令。将来世代との関連で、地裁は、国が予防原則に立って将来世代への相当の注意義務を負うことを明らかにした。ただし、こうした地裁の論理構成は高裁及び最高裁では採用されなかった。
		ハーグ高等裁判所		上訴：2017年4月	判決：2018年10月	原告勝訴	
		オランダ最高裁判所		上訴：2019年1月	判決：2019年12月	原告勝訴	
[2]	ジュリアナ事件 (Juliana v. United States)	オレゴン州連邦地方裁判所	原告：若者・将来世代の後見人 被告：米国政府	提訴：2015年	判決：2016年	原告敗訴	8歳から19歳までの子どもと若者21名が、環境保護団体とともに、連邦政府による不十分な気候変動対策により「安定した気候を享受する権利」が侵害されているとして、温室効果ガス排出削減計画の見直しを求めた事件。本訴訟は、将来世代のための後見人を原告に加えた点で注目を集めた。連邦裁判所は、原告の請求を認める判決を下したが、控訴裁判所は、米国憲法訴訟における厳格な適合性審査の3つの要素の1つである「救済可能性」が本件に欠如しているとして、地裁判決を取り消した。
		米国連邦第9巡回区控訴裁判所			判決：2020年1月	原告敗訴	
[3]	シュレスタ事件 (Shrestha v. Office of the Prime Minister et al.)	ネパール最高裁判所	原告：個人 被告：ネパール政府	提訴：2017年8月	判決：2018年12月	原告勝訴	申立人が政府に対して国際法の義務に沿った包括的な気候変動法を制定するように求めた訴訟。最高裁は、清浄な環境権などの基本権を保護する憲法上の義務を履行するために、世代間衡平の原則に従い、現在及び将来の世代に対する気候正義を考慮した法律を制定すべきと判断。
[4]	グロスター・リソーシズ社事件 (Gloucester Resources Limited v. Minister for Planning)	ニューサウスウェールズ州土地・環境裁判所	原告：企業 被告：オーストラリア政府	提訴：2017年12月	判決：2019年2月	原告敗訴 (企業の許可申請を却下)	生態学的に脆弱な地域における炭鉱の新設の申請を却下した当局の決定に異議を申し立てた事件。裁判所は当局の決定を支持。プレストン判事は判決文の中で、炭鉱の承認が将来世代に及ぼす影響に注目。鉱山開発事業の実施は、周辺の自然の風景を永遠に変化させ、人工の地形や風景に取って代わると述べた。
[5]	ロサーノ・バラガン事件 (Lozano Barragán v. Presidency of the Republic of Colombia and Others)	コロンビア最高裁判所	原告：若者 被告：コロンビア政府	上訴：2018年2月	判決：2018年4月	原告勝訴	7歳から25歳までの若者が、気候変動およびアマゾンの熱帯林の伐採によって健全な環境に対する基本的権利が侵害されているかどうかを争った事件。最高裁は、アマゾンの熱帯雨林の伐採が、現在及び将来の世代の健全な環境に対する憲法上の権利を侵害していることを認め、コロンビア領内の森林伐採を削減しそうにするための措置を講じるべく世代間衡平法の制定を命令。
[6]	ビリー事件 (Daniel Billy et al. v. Australia)	自由権規約委員会(HRC)	通報者：先住民族 当事国：オーストラリア政府	通報：2019年5月	決定：2022年9月	通報者側一部勝訴	オーストラリアの低地にあるトレス海峡諸島に居住する先住民族が気候変動により深刻な影響を被っているのは、オーストラリア政府が気候変動対策を怠ってきたことが原因であるとして、同政府の自由権規約6条（生命に対する権利）、27条（少数民族の保護）、17条（私生活等の尊重）などの違反を、先住民族8人が委員会に通報した事件。委員会は、防潮堤建設の遅延や適切な適応措置の不実施を理由に、17条と27条の違反を認定。なお、6条の違反はなしと判断。とりわけ27条の検討の中で、将来世代に言及。
[7]	サッキ事件 (Sacchi et al. v. Argentina et al.)	児童の権利委員会(CRC)	通報者：若者 当事国：アルゼンチン、ブラジル、フランス、ドイツ、トルコ	通報：2019年9月	決定：2021年9月	通報者側敗訴	16名の国籍の異なる子どもは、政府の不十分な気候変動対策が児童の権利条約6条（生命に対する権利）、24条（健康に対する権利）、30条（少数者及び原住民の児童の権利）、3条（児童の利益の優先）に違反するとして、委員会に通報した事件。通報者は、世代間衡平の原則を援用して、次のように主張。「締約国は、脱炭素化を遅らせる気候政策を支持することで、気候変動による多大な負担とコストを子供たちと将来の世代に転嫁している。そうすることで、子どもの権利を後世に確実に享受するという義務に違反し、世代間衡平の原則に従って行動することを怠った」。しかし、委員会は、通報者の国内救済未完了を理由に請求を受理不可能と判断。
[8]	ノイバウアー事件 (Neubauer et al. v. Germany)	ドイツ連邦憲法裁判所	原告：若者 被告：ドイツ政府	提訴：2020年2月	判決：2021年3月	原告側一部勝訴	ドイツ政府が2019年に制定した気候保護法はGHG排出削減のための措置を2030年までしか規定しておらず憲法違反にあたるとして若者らが提訴。裁判所は、現行の気候保護法が一部違憲であると判断。基本権保護義務について違憲性はないとしたが、自由権について、比例原則に反する侵害が認められるとして違憲と判断し、立法者に対し、2030年以降の削減目標の決定を命令。裁判所は、将来世代に対する国家の基本権保護義務を認めた。

\*参照データベース：米コロンビア大学サビン気候変動法センター (<http://climatecasechart.com/>) および英ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス (<https://climate-laws.org/>) の各ウェブサイトを参照。